別表第二十二（第八十六条の二十五関係）（平21防省令13・追加、平25防省令11・平28防省令７・平30防省令２・令元防省令４・一部改正）

文書番号
発簡年月日

（取扱物資の保管を命ぜられた者）　殿

（都道府県知事／防衛大臣／陸上総隊司令官等）　印

取扱物資保管状況等報告要求書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、下記のとおり報告を求める。

1　取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日

2　保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容

3　前項の相違がある場合の理由

記

報告期限	
備考	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。

2　「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等を記載する。

なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

（都道府県知事／防衛大臣／陸上総隊司令官等）　殿

（取扱物資の保管を命ぜられた者）（直筆）

取扱物資保管状況等報告

標記について、下記のとおり報告する。

記

取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の相違の有無及び内容	
相違の理由	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「　　（物資を記入）の　　台は良好、　　台が不良（故障）。　　（物資を記入）の　　リットルについては良好。　　（物資を記入）の　　（数量を記入）はすべて不良。」）

2　「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「　　年　　月　　日」）

3　「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違が有る場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（　　（物資を記入）の　　（数量を記入）減。）」）

4　「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が有る場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。

なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

注：1　取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第124条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

2　報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができる。